

主伐・間伐への補助制度を行っています

令和4年度から、林業事業体の育成・強化を図り、木材生産量を増加させて森林資源の循環利用を進めるために、主伐（皆伐）及び間伐に対して補助を行う「林業事業体木材生産力向上支援事業」を行っています。

補助対象となる施業

- 主伐（皆伐）における伐倒、造材、集材及び搬出（山土場から京都府内の原木市場等）
- 間伐における搬出（山土場から京都府内の原木市場等）

補助金額

- 補助金の計算方法： 定額補助単価 × 搬出材積
- ※定額補助単価については別途設定し、HPで公開しています。

補助対象となる事業者

- 次のいずれかに該当する事業者
- 森林経営計画の認定を受けた事業者
- 林業労働力の確保の促進に関する法律により「林業事業体経営合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた事業者
- 森林経営管理法により知事が公表した民間事業者

主な要件（主伐の場合）

- 木材生産性*を5年間で1.3倍以上に向上させることまたは長期間の森林経営を行うスギ、ヒノキの人工林で実施すること
- 施業の完了した年度の翌年度の初日から起算してから2年以内に再造林を行うこと
- 施業面積が0.5ヘクタール以上であること
- 伐倒、造材及び集材を対象とした他の補助金を受ける場合、本事業における補助対象経費は搬出のみとすること。

※木材生産性（ $\text{m}^3/\text{人日}$ ）＝木材生産量（ m^3 ）÷同木材生産に要した人工数（人日）

※要件を満たさない場合は、補助金返還の対象になります。

※その他詳細等については、実施要領等を確認してください。

申請方法

- 指定の期日までに事業計画の承認申請を行って承認を受けたうえ、所定の資料を添付して、広域振興局等に交付申請を行ってください。
- 申請者が多い場合は、補助金交付申請の期限ごとに優先採択順に従って採択しますので、補助金の交付を受けられないことがあります。

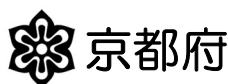
留意事項

- 伐採に当たっては、伐採および伐採後の造林の届出の提出等の手続きが必要です。詳細は事業地を所管する市町村にお問い合わせください。
- 本事業の実施により得られる収益は、木材生産力の向上や森林所有者への還元に活用してください。

事業の詳細、様式のダウンロードは府ホームページまで

林業事業体木材生産力向上支援事業

検索



京都府丹後広域振興局（0772-62-4306）
京都府南丹広域振興局（0771-22-1017）
京都府京都林務事務所（075-451-5724）

京都府中丹広域振興局（0773-62-2586）
京都府山城広域振興局（0774-21-3450）
京都府農林水産部林業振興課（075-414-5006）